



1999年4月発行 第16号

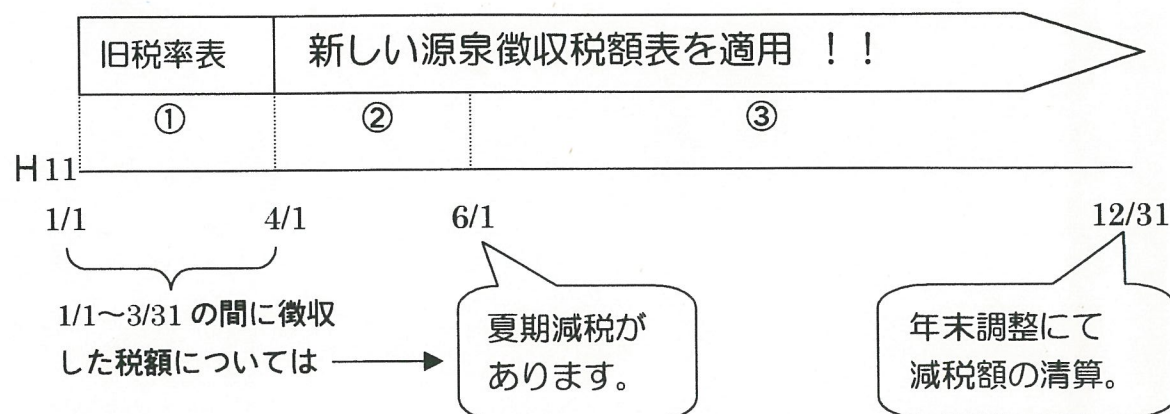
つちや通信



前回、お知らせいたしました定率減税について税務署より詳細が示され、事務的な取り扱いが明らかになりましたので以下ご説明いたします。また、情報通信機器の経費計上についても、機器の内容が分かりましたのでお知らせいたします。

《定率減税の事務処理について》

I. 概要



夏期減税について

平成11年1月から3月までの間に支払った給与(賞与も含む)についても、定率減税が適用されるため、既に徴収済である税額の合計額の20%(45,000円を限度)を6月1日以後に支給する給与の新しい源泉徴収税額から順次引いていきます。

新税率表が間に合わず、旧税率表にて徴収した税額についても夏期減税の対象となります。

II. 事務的処理

①の期間

平成11年1月から3月支払分については、今まで使用された旧税額表にて源泉税額の徴収。… 夏期減税の対象

②の期間

平成11年4月1日以後に支払う給与の源泉徴収税額については、新税額表を使用します。

③の期間

②の期間に夏期減税が加わります。旧税率表で徴収済の源泉税額について、各人別控除事績簿を作成し、夏期減税を行います。

下記の表を例に参考にして下さい。

(平成11年分源泉徴収簿)

区分	月日	支給金額	社会保険料の控除額	社会保険料控除後の給与等の金額	控除額の算出	算出税額	年末調整による通算不足税額	差引徴収税額
料	1/25	486,000	66,869	419,431	3	16,470		16,470
	2/25	486,000	66,869	419,431	3	16,470		16,470
	3/25	486,000	66,869	419,431	3	16,470		16,470
	4/26	495,000	66,605	428,395	3	13,750		13,750
	5/25	495,000	66,605	428,395	3	13,750		13,750
	6/25	495,000	66,605	428,395	3	13,750		13,750

(各人別控除事績簿)

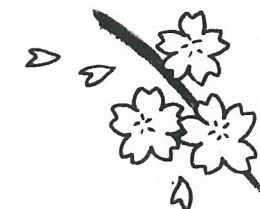
控除対象者 (受給者の氏名)	給与特別調整の算出		給与特別	
	旧税率表による源泉税額	①×20% (額455円)	②のうち控除された金額	控除しきれない金額(0-0)
山川 太郎	49,410 円	9,882 円	円	円

49,410円 × 20% = 9,882円
 (円未満切上げ)
 限度額 45,000円 } 少ない方

《情報通信機器の対象機器について》

平成11年4月1日から平成12年3月31日の間に購入した情報通信機器について、100万円未満までは経費に算入できる改正について対象機器が示されたので、下記に列挙します。

- ・パソコン及び周辺機器
- ・デジタル複写機(プリンター、ファクシミリ機能を持つものも可能)
- ・ファクシミリ(普通紙に受信データを印刷する機能をもつもの)
- ・LAN
- ・電子ファイリング設備
- ・マイクロファイル設備
- ・ICカード利用設備



以上が、対象機器として示されましたが、いずれも新品でなくてはなりません。パソコンの周辺機器については、パソコンと同時取得するものに限定されますのでご注意ください。